

熊本県公報

第 1 1 6 2 5 号
平成 19 年 11 月 19 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による医療機関の変更……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………(") 2
- 生活保護法の規定による医療機関の休止……………(") 2
- 保安林の指定の解除……………(森林保全課) 3

公 告

- 団体営土地改良事業計画の変更……………(農村計画・技術管理課) 3
- 観光物産交流スクエアの指定管理者の募集……………(観光物産総室) 3
- 建築許可に係る公開による意見の聴取……………(建 築 課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画・技術管理課) 5
- 富岡ビクターセンターの指定管理者の募集……………(自然保護課) 5

告 示

熊本県告示第 976 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6420032	まつもとこども クリニック	松本 眞一	合志市須屋 264-4	平成 19 年 10 月 1 日
6030118	石川産婦人科医 院	医療法人賢勝会	荒尾市野原 259-1	平成 19 年 9 月 1 日
6450015	松見内科クリ ニック	松見信太郎	阿蘇市一の宮町宮地 4735-6	平成 19 年 9 月 1 日
6060110	こくまい耳鼻咽 喉科アレルギー 科クリニック	医療法人寛栄会	天草市船之尾町 9-23	平成 19 年 9 月 1 日
6180020	たまのい内科ク リニック	医療法人たまの い内科クリニッ ク	下益城郡城南町阿高 157	平成 19 年 9 月 1 日
6230008	たのうえ胃腸科 クリニック	医療法人田上会	下益城郡美里町馬場 757-1	平成 19 年 9 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
0001024	有限会社福永薬 局	有限会社福永薬 局	宇土市本町 6-24	平成 13 年 4 月 20 日
0001025	すや調剤薬局	有限会社タカヒ ロメディカル	合志市須屋字窪 262-32	平成 19 年 10 月 1 日
0001026	みさと薬局	有限会社サカモ ト	下益城郡美里町馬場 758-1	平成 19 年 10 月 1 日

熊本県告示第 977 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔歯科〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
みすみ歯科クリニク	古田 洋介	開 設 者		平成 19 年 4 月 22 日
		宮崎 洋介	古田 洋介	

〔薬局〕

医療機関名称	開 設 者	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
あきよし調剤薬局 むさし店	有限会社あきよし調剤薬局	住 所		平成 19 年 8 月 11 日
		菊池郡菊陽町津久礼中迎原 3260	菊池郡菊陽町光の森三丁目 18-8	

熊本県告示第 978 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
6030053	石川産婦人科医院	石川 賢行	荒尾市野原 259-1	平成 19 年 9 月 1 日
6450014	林・松見内科医院	松見あずさ	阿蘇市一の宮町宮地 2241-5	平成 19 年 9 月 1 日
6090034	中村外科医院	中村恵一郎	菊池市隈府 630	平成 19 年 8 月 31 日
6060102	こくまい耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	國米 秀幸	天草市船之尾町 9-23	平成 19 年 9 月 1 日
6230006	たのうえ胃腸科クリニック	田上 洋一	下益城郡美里町馬場 757-1	平成 19 年 9 月 1 日
6050119	たまのい内科クリニック	玉野井優水	下益城郡城南町阿高 157	平成 19 年 9 月 1 日
6480007	上野外科医院	高山 嶺生	阿蘇郡小国町宮原 2051	平成 19 年 8 月 31 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
6554002	阿蘇立野病院	医療法人社団順幸会	阿蘇郡南阿蘇村立野 185-1	平成 19 年 8 月 10 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
0000106	有限会社福永薬局	有限会社福永薬局	宇土市本町 6-69	平成 13 年 4 月 19 日

熊本県告示第 979 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
6610006	藤本医院	藤本 尚之	上益城郡山都町川野 1791	平成 18 年 4 月 25 日

熊本県告示第 980 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 天草市河浦町河浦字円壽 1966 の 2（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第 921 号**

宇土市長田口信夫から協議のあった松山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の変更については、平成 19 年 11 月 9 日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の松山地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
宇土市役所

熊本県公告第 922 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
観光物産交流スクエア（以下「スクエア」という。）
 - (2) 場所
熊本市手取本町 8-2 テトリアくまもとビル 1 階
 - (3) 施設の規模等
ア 全体面積 206.61 平方メートル
イ 展示スペース面積 150.00 平方メートル
 - (4) 施設の概要
事務室、展示スペース、給湯室、倉庫兼ストックルーム
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の提供及び施設の使用許可に関する業務
 - (2) 施設の使用に係る利用料金に関する業務
 - (3) 施設等の維持管理及び修繕に関する業務
 - (4) その他、スクエアの管理運営上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。

- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（別記様式）
- イ 観光物産交流スクエア指定管理者事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないためオが提出できない者は、過去の決算期における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における収支計算書、残高試算表、予定貸借対照表）
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度を含む過去3年分の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
（ただし、事業開始後の年度が3年を経過していないためカが提出できない者は、過去の決算期における事業報告書その他の団体の業務の内容明らかにする書類、過去の決算期がない団体にあっては、今年度における事業計画書）
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
（ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関する「申立書」（別紙様式4）
- (2) 申請書の提出先
熊本県商工観光労働部観光物産総室物産振興班（県庁本館7階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2333（内線5211）
- (3) 提出期間
平成19年11月29日（木）から平成19年12月12日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時30分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本9部
（副本のうち登記簿謄本等については写しで可。）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月14日（水）から12月12日（水）までの間に、交付する。
- 8 現場説明会
- (1) 日時
平成19年11月27日（火）午後2時
- (2) 場所
スクエア
- (3) その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
- (1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき

- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
- (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問い合わせ先
5 の (2) に同じ。

熊本県公告第 923 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定により、同条第 6 項ただし書の許可に係る公聴会の意見の聴取を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時 平成 19 年 11 月 30 日（金）午後 2 時から
- 2 開催場所 上益城郡御船町御船 995 番地 1 御船町役場 3 階大会議室
- 3 聴取事項 上益城郡御船町木倉 1136 番地井島満也の申請に係る上益城郡御船町大字木倉字極田 22 番 5 の一部外 2 筆において自動車修理工場を新築することについて

熊本県公告第 924 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営岡原地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、客土）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営岡原地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、客土）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 11 月 20 日から平成 19 年 12 月 18 日まで
- 3 縦覧場所
あさぎり町役場

熊本県公告第 925 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成 19 年 11 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県富岡ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
(2) 場所
熊本県天草郡苓北町富岡字本丸地内
(3) 施設の規模等
木造平屋建て（地下 1 階）、延床面積 568.20 平方メートル
(4) 施設の概要
事務室、カウンターロビー、展示室、レクチャールーム、トイレ、地下倉庫、身体障害者用駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 天草地域の自然及び人文に関する資料の展示及び解説
(2) その他ビジターセンター設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定管理者の指定期間
平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- 4 参加資格

- 次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
 - イ 熊本県富岡ビクターセンター指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3）
 - ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
 - オ 申請の日の属する事業年度の前年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
 - (エ) 申立書
熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書（別紙様式5）
 - (2) 申請書の提出先
熊本県環境生活部自然保護課自然公園班（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2275（直通）
 - (3) 提出期間
平成19年12月12日（水）から平成19年12月21日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時30分までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
 - (4) 提出部数
2部
- 6 指定管理候補者の選定
平成19年12月下旬以降に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、11月19日（月）から12月21日（金）までの間に、交付する。
- 8 説明会
- (1) 日時
平成19年11月29日（木）午後1時
 - (2) 場所
ビクターセンター内
 - (3) 説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。

9 留意事項

(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
- オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの

(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。

(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

10 その他

(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。

(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。

(3) 委託料は、ビジターセンターの維持管理に係る経費とする。

(4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

